

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

令和 2 年 4 月 28 日 制 定

令和 7 年 3 月 31 日 一部改定

## 事 業 委 託 会 計 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の事業委託会計に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規則は、学会本部（以下「本部」という。）・各委員会・各支部において、外部団体より受託する研究調査等の事業委託費に関して、会計上の処理についての事項を定めることを目的とする。

### （受託について）

第 2 条 本部・各委員会・各支部において、外部団体等から事業を受託する際には、受託内容等を明記した書面をもって契約を結ぶものとする。学会側の契約者は、原則として学会長名とする。

2 受託業務の範囲は定款第 3 条に鑑み、市民生活並びに福祉のまちづくりに関わる理論、研究及び技術の向上と発展に寄与するものとする。

### （支払いについて）

第 3 条 事業委託に関する支払い（アルバイト等人件費、謝金、諸経費等）は、本学会と委託者の間で取り交わした契約関係書類（契約書、仕様書、見積書又は積算書、覚書）に取り決めがある場合はそれらに基づいて行うものとし、支部・委員会会計規則、全国大会営規則、事務局内規（講師等の謝金・交通費等の扱いについて）は適用しない。

### （規則の変更）

第 4 条 この規則の変更は、理事会において行う。

## 附則

- 1 本規則は、令和2年4月28日から施行する。
- 1 本規則は、令和7年3月31日から一部改定施行する。